



■ 牧区・浦川原区で巡回オンブズパーソン

オンブズパーソンが、市政のことであなた自身の利害に関する苦情をお聴きします。詳しくはオンブズパーソン事務局（市民プラザ2階、☎025-527-3333）へ

■ 牧区

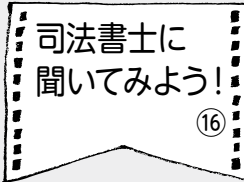
- ▶とき…9月27日(☎)午後0時30分～3時30分
- ▶ところ…牧区総合事務所

■ 浦川原区

- ▶とき…10月4日(☎)午後0時30分～3時30分
- ▶ところ…浦川原コミュニティプラザ

■ 行政相談

国の行政機関や特殊法人などの業務に対する苦情や相談を受け付けます。予約は不要です。詳しくは、新潟行政評価事務所（☎0



Q 外国籍の父が、先日亡くなりました。父は、市内に不動産を所有していました。相続について、通常と同じように考えてよいのでしょうか？

A 不動産名義を相続により移転する場合、日本の不動産登記法が適用されますが、相続そのものについては、どの国の法律が適用されるかは別問題です。「法の適用に関する通則法」によると、相続は亡くなった人の本国法（国籍のある国の法律）によります。その本国法に、自分の国の法律を適用するとあれば、その法律を適用し、日本法によるとあれば、原則日本法によることになります。例えば、亡くなった人が韓国籍の場合には、本国法によるので、原則日本の民法が適用されません。相続人の範囲なども日本とは少々異なっています。なお、遺言で日本法の適用を指定した場合には日本法が適用されることもあります。以上のように相続に関して適用される法律は、亡くなった人の国籍により異なるため手続きも難しくなりがちです。

(新潟県司法書士会上越支部)

※このQ&Aは市（市民相談センター、☎025-526-5111）と司法書士会上越支部が協働して、日常生活に係る法的な情報をお届けするものです。



25・282・1115）、市民相談センター（☎025・526・5111、内線1647）または各総合事務所へ。

■ 巡回移動相談

▼とき・ところ…○10月12日(☎)午後1時～3時・三郷地区公民館 ○10月18日(☎)午後1時～3時・八千浦地区公民館（八千浦交流館はまぐみ）

■ 定例相談

▼とき・ところ…○第1、第3

火曜日の午前9時～正午・雁木通りプラザ ○第3金曜日の午前9時～正午・レインボーセンター

■ 13区を会場とした相談会

※祝日、年末年始は除きます
相談日時、会場は、各総合事務所からお知らせするほか、市ホームページに掲載しています。



こちらは有料広告欄です